助成金申請の手引き　改修による福祉拠点の整備編　2007 年度　追加資料

日　本　財　団
公益･ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ支援ｸﾞﾙｰﾌﾟ
福祉チーム

改修による福祉拠点の整備及び障害者就労支援に係る機器整備事業について、助成制度を一部拡充することとしましたのでご案内いたします。

Ⅰ．地域密着型介護老人福祉施設・地域密着型特定施設への改修助成の対象の拡充＜Ｐ．７に充当＞

既存建物を改修し、新たに以下の福祉施設を整備するものを助成対象として加える。
○地域密着型介護老人福祉施設　○地域密着型特定施設
助成対象事業者：社会福祉法人等
補助率：75%以内
助成金限度額：3,000 万円

Ⅱ．耐震補強工事費加算基準の設置＜Ｐ．１２の２．単価の（１）改修単価に充当＞

下記の耐震補強工事ついては、加算基準以内において算定し、加算することができる。

	加算基準	備考
耐震補強工事費	基準改修工事費の１５％	※基準改修工事費 ＝基準面積×基準単価

□要件
原則として、整備予定施設において国もしくは自治体の現行の耐震基準を満たすために耐震補強工事が必要な場合。
□加算基準
基準改修工事費の 15%を耐震補強工事事業費として加算することができる。

Ⅲ．障害者就労支援に係る機器(授産機器)の年度内申請受付＜Ｐ．７の１．対象事業の(３)に充当＞

	対象事業	社会福祉法人･財団法人･社団法人		ＮＰＯ法人	
		補助率	助成金限度額	補助率	助成金限度額
(3)	障害者就労支援に係る機器の整備	75%以内	1,000 万円	90%以内	500 万円

□助成の対象となる事業
障害者自立支援法で定められた福祉サービスを提供する施設（地域活動支援センターを除く）において機器を整備するもの
（１）授産機器
（２）屋外作業拠点や簡易店舗（コンテナハウス、プレハブ、ビニールハウス等）
※申請の受付期間は、Ｐ．６掲載の期間に準じる。